

豊四季町会自主防犯組織規約

(名称)

第 1 条 本会は、豊四季町会自主防犯組織(以下「防犯組織」という)と称する。

(目的)

第 2 条 防犯組織は、豊四季町会の協力のもとに町内での犯罪を防止し、住民が安全で安心して暮らすことができる地域にするため、必要に応じ町内の防犯パトロール等を実施し、主体的、自主的な防犯活動に取り組むことを目的とする。

(防犯組織の所在地)

第 3 条 防犯組織の事務所は、豊四季町会長宅に置く。

(活動内容)

第 4 条 防犯組織は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 具体的な防犯活動の企画と実施
- (2) 住民相互の啓発、知識の習得
- (3) 活動の公開、情報、成果の発信
- (4) この組織に賛同する住民の確保と育成
- (5) その他この組織の目的を達成するために必要な活動

(構成員)

第 5 条 防犯組織は、豊四季町会内に居住する者をもって構成する。

第 6 条 防犯組織に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-------------------------|
| (1) 会 長 | 1 名(豊四季町会長を充てる) |
| (2) 副会長 | 1 名(豊四季町会役員より選出する) |
| (3) 事務局長 | 1 名(豊四季町会の推薦により会長が任命する) |
| (4) 会 計 | 1 名(豊四季町会の推薦により会長が任命する) |
| (5) 理 事 | 若干名(豊四季町会の推薦により会長が任命する) |
| (6) 会計監査 | 1 名(豊四季町会の推薦により会長が指名する) |

2. 役員の内任期は2年とする。ただし、再任することができる。

(役員の内職務)

第 7 条 会長は防犯組織を代表し統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行す

る。

3. 事務局長は、防犯組織全体の調整及び運営管理に努める。
4. 会計は、防犯組織の会計を行う。
5. 理事は、事務局長を補佐し、防犯組織の運営に当り、具体的な防犯活動を企画立案する。
6. 会計監査は、防犯組織の会計を監査する。

第 8 条 総会は、豊四季町会総会の開催時に開催するものとし、必要に応じ会長は臨時総会を開催することができる。

2.総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事
- (2) 防犯計画に関する事
- (3) 活動内容に関する事
- (4) 予算及び決算に関する事
- (5) その他総会で審議する事が特に必要と思われる事

3.総会の議事は、出席者の過半数で決するものとし、可否同数の時は議長(会長)が決することとする。

4. 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第 9 条 役員会は防犯組織役員によって構成する。

2.役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出すべき事項
- (2) 総会から委託された事項
- (3) その他役員会が特に必要と認めた事項

3.会長は、必要に応じ役員会に役員以外の者の出席を求めることができる。

4.役員会は、月1回会長が召集する。

5.役員会の議事は、出席者の過半数で決するものとし、可否同数の時は会長が決することとする。

(経費)

第 10 条 防犯組織の運営に関する経費は、豊四季町会の助成金をもってこれに充てる。

(会計年度)

第 11 条 会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第 12 条 会計監査は、毎年1回防犯組織の会計を監査する。但し、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2. 会計監査は、監査の結果を総会に報告しなければならない。

(その他)

第 14 条 この規約に定めのない事項については、役員会で協議して定める。